

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 3 第 1 6 号	受理年月日	令和 3 年 8 月 6 日
件 名	出張訪問の理美容施術の法律に関する陳情		
【陳情の趣旨】 昨今の世の中の状況からあらゆるサービスが時代性（需要）と共に新しい型に急速に変化していると思います。しかし、私が職業としております美容師業界は働き方の可能性をまだ秘めているのに、美容師法の縛りによって働き方の幅がかなり限定されていると感じております。その影響を一番に受けておりますのが訪問美容です。美容師法の垣根が取り払われる事により、あらゆるサービス、雇用、他業種との連携により新しい経済活動の場が生まれてくるのではないかと考えております。 今回のコロナ禍でも自粛要請の対象とならない、つまり、人間が心身共に健やかに社会生活を送るのに必要な仕事であるということを国や都が認めております。その価値と可能性を広げる事により、更なる業界全体としての社会貢献のために美容師法の見直しを考査いただきたく陳情させていただきます。 【陳情事項】 美容師法施行令第 4 条の「美容所以外の場所で業を行なうことができる場合」の内容の対象範囲の拡張（病気を理由とした者だけではなく、何ら問題のない健常者も対象に含めるなど）を考査していただきたいです。あるいはこの内容を国に提案していただきたいと考えております。どうぞ宜しくお願い致します。 （恐縮ですが例えば） 1 周囲の環境等に迷惑にならない相当な範囲内で行なう事。 2 衛生に必要な器具及び薬品（消毒等）を必ず持参する事。 3 依頼者から必ず同意書にサインを要する。 4 同意書と共に領収書を発行し、定められた機関に提出する事。 など細かい要件を設けてその要件を満たすなら許可する。等			